

# 茨城県報 第6603号

昭和53年2月9日

木曜日

(明治35年3月17日)  
(第三種郵便物認可)

## 目 次

### 告 示

	ペー ジ
●納税貯蓄組合補助規程の一部改正(税務課) .....	1
●国民健康保険医の登録(医療福祉課) .....	2
●療養取扱機関の申出の受理等(〃) .....	2
●結核予防法に基づく医療機関の指定(保健予防課) .....	3
●保安林の指定解除の予定(2件)(林業課) .....	3
●県道の路線の認定(道路維持課) .....	4
●道路の区域決定(〃) .....	4
●道路の区域変更(5件)(〃) .....	4
●道路の供用開始(3件)(〃) .....	7
●木材業者等の登録(県南地方総合事務所) .....	8
●木材業者等の登録事項の変更(県北地方総合事務所) .....	8

### 公 告

●保母試験の実施(児童家庭課) .....	8
●土地区画整理事業の換地処分(2件)(都市計画課) .....	12
●建築許可に関する聴聞(建築指導課) .....	12
●開発行為の工事完了(3件)(〃) .....	12
●道路位置の指定(〃) .....	13

### 雜 報

●土地区画整理審議会の委員の当選人の氏名及び住所(2件)(宅地開発公団) .....	14
--	----

## 告 示

### 茨城県告示第119号

納税貯蓄組合補助規程(昭和32年茨城県告示第650号)の一部を次のように改正する。

昭和53年2月9日

茨城県知事 竹内藤男

第2条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 組合の納税成績が特に優良であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に、その額の2分の1を加算した額を限度として補助金を増額して交付することができる。
  - 3 前2項の規定により計算した金額が500円未満であるときは、その全額を切り捨てる。
- 第3条に次の1項を加える。

2 前項の規定により計算した額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

### 付 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日以後の期間分の補助金の交付について適用する。

### 茨城県告示第120号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医として登録したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第9条の規定により告示する。

昭和53年2月9日

茨城県知事 竹内藤男

記号番号	登録年月日	国保医名	診療科	診療に従事する場所
茨医第3475号	53.1.10	野口信	脳神経外科	西茨城郡友部町鯉淵6528 茨城県立中央病院
" 第3476号	"	今西由紀夫	産婦人科	"
" 第3477号	"	松澤裕一	外科	"
" 第3478号	"	星野十	"	"

### 茨城県告示第121号

次のものは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第37条第3項の規定により、療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされ、及び次のものから国民健康保険法第37条第5項の規定により、他の都道府県の療養の給付を取り扱う旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第1項及び第2項の規定により告示する。

昭和53年2月9日

茨城県知事 竹内藤男

機関番号	申出受理年月日	療養取扱機関名	開設者名	所在地	37条5項受理事年月日	申出範囲
092,023,1	53.1.1	大平内科医院	大平征二	那珂湊市八幡上4457	53.1.1	全国
152,027,9	53.1.15	菊池診療所	菊池征己	北茨城市大津町北町237-5	53.1.15	"
013,101,7	53.1.1	サトウ歯科	佐藤宗政	水戸市五軒町2-4-8	53.1.1	"

373,024,5	"	広岡歯科医院	広岡伸明	行方郡麻生町麻生1122	"	千葉県
-----------	---	--------	------	--------------	---	-----

## 茨城県告示第122号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定に基づき、次の医療機関を指定したので公示する。

昭和53年2月9日

茨城県知事 竹内藤男

(指 定)

名 称	所 在 地	指定年月日
小室 医院	日立市石名坂町68番地の6	53. 2. 1

## 茨城県告示第123号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

昭和53年2月9日

茨城県知事 竹内藤男

1 解除を予定している保安林の所在場所

鹿島郡鉢田町大字柏熊字前原前1198の1

2 指定された目的

飛砂の防備

3 解 除 の 理 由

指定理由の消滅

## 茨城県告示第124号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

昭和53年2月9日

茨城県知事 竹内藤男

1 解除を予定している保安林の所在場所

鹿島郡大野村大字荒井字前324の3

2 指定された目的

飛砂の防備

3 解 除 の 理 由

指定理由の消滅

## 茨城県告示第125号

道路法(昭和27年法律第180号)第7条の規定に基づき県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、昭和53年2月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年2月9日

茨城県知事 竹内藤男

整理番号	路線名	起終点	重経要過な地	備考
406	妻木赤塚線	新治郡桜村吾妻 筑波郡谷田部大字赤塚		

## 茨城県告示第126号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、昭和53年2月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年2月9日

茨城県知事 竹内藤男

整理番号	道路の種類	路線名	区間	敷地の幅員	延長	備考
406	県道	妻木赤塚線	新治郡桜村吾妻3丁目15番 1号から 筑波郡谷田部町大字赤塚字 御出シ655番の3まで	メートル 最大 100.00 最小 34.00	メートル 6,605.00	

## 茨城県告示第127号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和53年2月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年2月9日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 取手筑波線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
筑波郡谷田部町2丁目 <del>松代</del> 2番3号から	旧	最大 メートル 50.00	メートル 8,681.00	
		最小 4.10		
筑波郡大穂町大字大曾根字荒町 3439番の1まで	新	最大 95.00	9,783.00	
		最小 6.00		

## 茨城県告示第128号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は昭和53年2月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年2月9日

茨城県知事 竹内藤男

1 道路の種類 県道

2 路線名 土浦境線

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
新治郡桜村吾妻3丁目 15番1号から	旧	最大 メートル 12.00	メートル 3,066.00	
		最小 7.20		
筑波郡谷田部町大字丙平塚 字梨ノ木332番の1まで	新	最大 55.00	3,066.00	
		最小 18.00		

## 茨城県告示第129号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は昭和53年2月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年2月9日

茨城県知事 竹内藤男

1 道路の種類 県道

2 路線名 土浦岩井線

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷幅	地の員	延長	摘要
新治郡桜村大字倉掛字百堂 1481番の1から	旧	最大 最小	メートル 12.00 5.10	メートル 2,106.00	
筑波郡谷田部町大字小野崎 字千駄刈294番の2まで	新	最大 最小	65.00 23.00	2,385.50	

## 茨城県告示第130号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は昭和53年2月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年2月9日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 県道  
2 路線名 土浦大穂線  
3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
土浦市桜町1丁目15番地先から 筑波郡大穂町大字玉取 字間ノ田2316番の3まで	旧	最大 最小	メートル 32.40 4.20	メートル 11,895.30
土浦市桜町1丁目15番地先から 筑波郡大穂町大字大曾根 字荒町3439番の1まで	新	最大 最小	32.40 4.20	13,278.30 取手筑波線の旧道 編入

## 茨城県告示第131号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は昭和53年2月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年2月9日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 県道  
2 路線名 大穂千代田線  
3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
筑波郡大穂町大字大曾根 字立ダシ3782番の1から	旧	メートル 最大 11.60 最小 4.40	メートル 292.00	
筑波郡大穂町大字大曾根 字吾妻3の336番の1まで	新	最大 54.00 最小 25.00	456.00	

## 茨城県告示第132号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和53年2月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年2月9日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 路線名 県道 妻木赤塚線
- 2 供用開始の区間 新治郡桜村吾妻3丁目15番1号から  
筑波郡谷田部町大字赤塚字御出シ655番の3まで
- 3 供用開始の期日 昭和53年2月10日

## 茨城県告示第133号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和53年2月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年2月9日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 路線名 県道 取手筑波線
- 2 供用開始の区間 筑波郡谷田部町松代2丁目2番3号から  
筑波郡大穂町大字大曾根字吾妻3329番の1まで
- 3 供用開始の期日 昭和53年2月10日

## 茨城県告示第134号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和53年2月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年2月9日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 路線名 県道 土浦岩井線

- 2 供用開始の区間 新治郡桜村大字倉掛字百堂1481番の1から  
筑波郡谷田部町大字小野崎字千駄刈294番の2まで
- 3 供用開始の期日 昭和53年2月10日

## 茨城県告示第135号

茨城県木材業者等登録条例第5条第1項の規定により、次の者を木材業者等として登録した。

昭和53年2月9日

茨城県県南地方総合事務所長 綿引定幸

## 第1種業者登録

登録番号	登録年月日	住所 (所在地)	氏名 (代表者) (氏名)	商号 (名稱)	営業所又は工場		業種	備考
					所在地	名称		
南総合第153号	昭和53.1.21	石岡市石岡8216の1	石塚 克夫	石塚材木店	住所に同じ	商号に同じ	素材生産販売業	新規

## 茨城県告示第136号

茨城県木材業者等登録条例第8条第1項の規定により、次のとおり登録事項を変更した。

昭和53年2月9日

茨城県県北地方総合事務所長 橋本章

## 第4種業者登録

登録番号	登録年月日	住所 (所在地)	氏名 (代表者) (氏名)	商号 (名稱)	営業所又は工場		業種	備考
					所在地	名称		
北総合第218号	昭和52.1.26	久慈郡大子町大字頃藤5161-6	代表取締役 益子 忠光 益子忠光林産	有限会社	住所に同じ	商号に同じ	素材生産 製材業	変更後
"	昭和52.8.1	" " 5143-2	"	有限会社 益子 林業	"	"	"	変更前

## 公 告

## ◎保母試験の実施

児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第13条第2項の規定により、保母試験を次のとおり実施する。

昭和53年2月9日

茨城県知事 竹内藤男

## 昭和52年度第2回茨城県保母試験実施要項

## 1 受 験 資 格

次のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校(旧中等学校令による中等学校を含む。)を卒業した者(昭和53年3月卒業見込みの者を含む。),若しくは通常の課程による12年の学校教育を終了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を終了した者を含む。),又は文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者。
- (2) 満18才に達した後,児童福祉施設において3年以上児童の保護に従事した者。
- (3) 前各号に掲げる者のほか,厚生大臣の定める基準に従い,知事が適当な資格を有すると認定した者。

通常次に掲げる者がこれに該当する。

ア 学校教育法による高等学校又は文部大臣がこれと同等以上と認定した教育課程を2年以上履習した者で,満18才に達した後児童福祉施設(へき地保育所を含む,以下同じ。)において1年以上児童の保護に従事した者。

イ 学校教育法による高等学校又は文部大臣がこれと同等以上と認定した教育課程を1年以上履習した者で,満18才に達した後児童福祉施設において2年以上児童の保護に従事した者。

ウ 満18才に達した後,へき地保育所において3年以上児童の保護に従事した者。

注 高等学校の定時制課程2年修了者は,全日制課程1年修了者として,定時制課程3年修了者は,全日制課程2年修了として取り扱う。

## 2 試験科目

- |                |              |                 |
|----------------|--------------|-----------------|
| (1) 社会福祉事業一般   | (2) 児童福祉事業概論 | (3) 児童心理学及び精神衛生 |
| (4) 保健衛生学及び生理学 | (5) 看護学及び実習  | (6) 栄養学及び実習     |
| (7) 保育理論       |              |                 |
| (8) 保育実習       |              |                 |
| ア 筆記試験         | イ 絵画製作       |                 |
| ウ 言語関係技術       |              |                 |

幼児に聞かせたいお話12ヶ月 ① 4月~9月(新幼児童話研究会編ひかりのくに発行)のうち,次に掲げるものから指定する。

- ① 三びきのくまのはなしよ……………早船ちよ
- ② 海から山から……………藤田よし子
- ③ 三つのりんごと三人の子ども…………上沢謙二

### エ 音楽リズム

次に掲げるもののうちから指定する。

- (ア) 器楽(ピアノ)  
 バイエル教則本(原書) 78番, 82番, 93番, 105番
- (イ) 声楽  
 コールユーブンゲン(原書) №19-f, №26-b, №35-b

## 3 試験期日及び時間

時間 期日	9:00~10:30	10:45~12:15	1:00~2:30
3月27日	社会福祉事業一般	児童福祉事業概論	栄養学及び実習
3月28日	児童心理学・精神衛生	保健衛生・生理学	看護学及び実習
3月29日	9:00~10:30	10:45~11:45	12:30~1:15
	保育理論	保育実習(絵画製作)	保育実習(筆記)
3月30日	9:00~3:00		
3月31日	保育実習(音楽リズム・言語)		

## 4 試験場所

茨城県立保育専門学校 水戸市河和田町新田前107の2

## 5 受験申請書類

受験希望者は、次に掲げる書類を一括して提出すること。

ただし、一度提出された書類は、エに掲げる「一部科目合格証明書」の正本を除き受験の有無にかかわらず一切返還しない。

(1) 保母試験受験願書及び受験票(県指定の用紙)

(2) 住民票の抄本(申請日前3ヵ月以内のもの)

(3) 受験資格を証する書類

ア 受験資格(1)に該当する者は、その卒業(見込)証明書(短大、大学の在学又は卒業証明書も可。ただし、各種学校在学(卒業)証明書は不可。)

イ 受験資格(2)に該当する者は、施設長の発行する在職期間証明書(施設が県外の場合は当該施設の認可証明書の写しで原本証明したものに限り認める。)を添付すること。

ウ 受験資格(3)に該当する者は、知事の発行する受験資格認定書。

エ 6に掲げる保母試験一部科目免除該当者は、保母試験一部科目合格証明書の正本(写しは不可)又は保母試験免除指定科目専修証明書。

注 (1) 申請の際エに掲げる保母試験一部科目合格証明書等を提示した者は、(3)ア、イ、ウの受験資格を証明する書類は必要としない。

(2) 受験者名と各種証明書の氏名が異なる場合は、戸籍抄本を添付すること。

(4) 写真2枚(上半身、正面向き、無帽、出願前6ヵ月以内に撮影したもので、縦4cm、横3cmの同一のものに限る。受験願書及び受験票にはり付けること。)

(5) 返信用封筒2枚(あて先、郵便番号を明記し、50円切手貼付のこと。)

## 6 試験科目の一部免除

試験科目のうち、次の各号の1に該当する者は、本人の願い出によりその科目の受験を免除す

る。

- (1) 昭和51年1月1日以降の保母試験において合格した当該科目。
- (2) 厚生大臣の指定する学校または施設において、その指定する科目を専修した当該科目。

注 児童福祉法施行規則第41条の2第3項及び第4項の規定による保育実習の受験免除は行わない。

## 7 受 験 手 数 料

受験手数料は2,000円とし、茨城県収入証紙を受験願書にはり付けること（消印したもの、汚損したもの無効）。

ただし、県外在住者で茨城県収入証紙を購入することが困難な場合には、関係書類及び手数料を一括して理金書留で送付してもさしつかえない。（現金だけで別送する等の方法は間違いが起りやすいので、書類は必ず一括して送付すること。）県内在住者は必ず収入証紙を貼つて申請すること。

## 8 願 書 提 出 先

茨城県生活福祉部児童家庭課

〒310 水戸市三の丸1丁目5番38号

電話 水戸 ② 8111 内線 609

② 6277 (直通)

## 9 願 書 受 付 期 間

昭和53年2月20日(月)から2月28日(火)まで

ただし、郵送の場合は2月28日付消印のあるものまで有効とするが、5に示す出願書類の完備したものに限り受付ける。

## 10 試験結果の発表

- (1) 全科目合格者は、昭和53年4月下旬頃、児童家庭課において縦覧に供するとともに、本人あて通知する。
- (2) 一部科目合格者及び不合格者は、昭和53年5月下旬に本人あて通知する。

## 11 そ の 他

- (1) 受験願書を郵送する場合は、封筒に「保母試験受験願書在中」と朱書すること。
- (2) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
- (3) 受験願書の用紙等を必要とするときは、茨城県生活福祉部児童家庭課（水戸市三の丸1丁目5番38号）に直接申し出るか、または郵送により申し込むこと。  
なお、郵送のときは、50円切手をはつた返信用封筒（あて名明記）を同封すること。
- (4) 試験の結果についての電話による問い合わせには一切応じない。

- (5) 宿泊等のあつせんは行わない。  
(6) 保育実習(絵画製作)を受験する場合には、クレヨンまたはクレパスを各自持参すること。

●土地区画整理事業の換地処分

土地区画整理事業法(昭和29年法律第119号)第103条第3項の規定により、日本住宅公団から研究学園都市第二土地区画整理事業において換地処分をした旨の届出があつたので、同条第4項の規定により公告する。

昭和53年2月9日

茨城県知事 竹内藤男

土地区画整理事業法(昭和29年法律第119号)第103条第3項の規定により、日本住宅公団から研究学園都市第六土地区画整理事業において換地処分をした旨の届出があつたので、同条第4項の規定により公告する。

昭和53年2月9日

茨城県知事 竹内藤男

●建築許可に関する聴聞

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第9項の規定に基づき次のとおり聴聞を行います。

昭和53年2月9日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 聽聞期日 昭和53年2月15日 午後2時  
2 聽聞場所 那珂郡大宮町田子内3031の2 外11筆  
3 聽聞事項 第1種住居専用地域内において次の建築物の許可に関する事項。  
集会場の新築  
4 申請者住所氏名 那珂郡大宮町388の2  
大宮町長 岡部勝一  
5 建築物構造規模 鉄骨造平家建、新築延面積 $59.61\text{m}^2$   
既存  $3,654.42\text{m}^2$  (1団地認定済)  
6 建築物の位置 那珂郡大宮町田子内3031の2 外11筆  
7 敷地面積  $13,898.13\text{m}^2$  (1団地)

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和53年2月9日

茨城県知事 竹内藤男

1 工事を完了した開域発区域又は工区に含まれる地域の名称

取手市稻字羽中136—81, 136—2

2 事業主の住所及び氏名

東京都中央区日本橋室町3丁目1番地の2

昭和地所株式会社

取締役社長 平川輝夫

1 工事を完了した開域発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡鹿島町高天原西(港ヶ丘団地)仮4—1の一部

2 事業主の住所及び氏名

東京都新宿区信濃町32番地

創価学会 代表役員 北條 浩

1 工事を完了した開域発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町若栗字降木523—5, 523—19, 523—22, 523—23, 523—24, 523—25, 481—4

2 事業主の住所及び氏名

筑波郡伊奈村大字青木560

井関農機(株)茨城工場

工場長 管本晃平

## ●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和53年2月9日

茨城県知事 竹内藤男

指定番号	指定期 年月日	申請者		道路の位置	道路幅員及び延長 幅員(m) 延長(m)	
		氏名	住所			
竜土木指令 第26号	53.1.24	(株)秋田工務店 佐藤 健藏	稲敷郡牛久町大字小坂1926—29	取手市大字井野字前土井500—5, 6	4.01	34.60
" 第30号	53.1.26	寺田八重子	相模原市向陽町7—21	" 井野字北中原2487—1, 6, 7	4.00	34.60
" 第34号	53.1.27	今本 政憲	東京都豊島区大塚3—55—4	北相馬郡藤代町大字谷中字本田65—26	4.00	24.00
" 第35号	"	GIVNS TOSHIE KOBAYASHI	相模原市相模台2丁目26—3	" " 宮和田字関647—2	4.00	27.40
" 第39号	53.1.30	岡田 博視	千葉県柏市豊四季台1—1—9—408	稲敷郡牛久町柏田字一番山2886—7 他8筆	6.00	46.35

## 雜 報

### ●土地区画整理審議会の委員の当選人の氏名及び住所

宅地開発公団茨城開発局公告昭和53年第7号

竜ヶ崎牛久都市計画事業北竜台特定土地区画整理

審議会の委員の当選人の氏名及び住所について

宅地開発公団法施行令(昭和50年政令第248号)第12条において準用する日本住宅公団法施行令(昭和30年政令第124号)第7条において準用する土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第35条第5項の規定に基づき、竜ヶ崎牛久都市計画事業北竜台特定土地区画整理審議会の委員の当選人の氏名及び住所を次のとおり公告する。

昭和53年2月9日

宅 地 開 発 公 団

#### 1 当 選 人

委員の種別	氏 名	住 所
土地所有者委員	石 山 晃	茨城県竜ヶ崎市別所町488
"	石 山 昌 男	" " " 301
"	大 原 日 出 雄	" " 若柴町1942
"	小 倉 久 弥	愛知県東海市横須賀町扇島 6-1 D-101
"	鴻 巢 光 男	茨城県竜ヶ崎市馴馬町4167
"	高 野 茂 雄	" " 若柴町815
"	高 野 正 郎	" " " 901
"	塚 本 伯	" " 馴馬町518-4
"	羽 生 丈 夫	" 北相馬郡藤代町門木352-54
"	林 正 之	東京都台東区東上野 4-1-11
"	宮 本 一	茨城県竜ヶ崎市馴馬町2297
"	山 崎 茂 正	" " " 3916
"	山 西 勇	" " 若柴町2240-66
"	山 本 修	" " 馴馬町3924
"	山 本 能 生	" " " 4230
"	渡 辺 芳 郎	" " " 2333

## 宅地開発公団茨城開発局公告昭和53年第8号

竜ヶ崎牛久都市計画事業龍ヶ岡特定土地区画整理審議会

の委員の選挙における当選人の氏名及び住所について

宅地開発公団法施行令（昭和50年政令第248号）第12条において準用する日本住宅公団法施行令（昭和30年政令第124号）第7条において準用する土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第5項の規定に基づき、昭和53年1月29日執行した竜ヶ崎牛久都市計画事業龍ヶ岡特定土地区画整理審議会の委員の選挙において当選した者の氏名及び住所を次のとおり公告する。

昭和53年2月9日

宅 地 開 発 公 団

## 1 当 選 人

委員の種別	氏 名	住 所
土地所有者委員	池 田 勝	茨城県竜ヶ崎市長峰町798-1
"	岩 田 政 雄	" " 泉町1592
"	大 竹 忠 男	" " 大徳町733
"	大 竹 嘉 郎	" " 貝原塚町2053
"	大 橋 岩 雄	" " " 1902
"	掛 札 直 治	千葉県松戸市小金原1-26-5
"	木 村 武 郎	茨城県竜ヶ崎市貝原塚町2019
"	高 野 美 輝 夫	" " 八代町2906
"	株式会社 東武殖産 (代表者 田中 敏次)	千葉県流山市西初石3-6-19
"	中 沢 弘	茨城県竜ヶ崎市貝原塚町2072
"	仲 村 一 衛	" " 八代町3899
"	中 山 文 太 郎	" " 貝原塚町1645
"	宮 本 喜 志 雄	" " 5165
"	谷 田 川 哲	" " 貝原塚町2045-1
"	山 崎 晃	" " 羽原町1279-1
"	山 崎 常 松	" " " 181-6

★ 県政の総覧 —— 県民の六法 ★

# 茨城県報

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、観光、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課でお申し込み下さい。購読料は、昭和51年4月1日から送料とも1カ月1,000円です。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）  
休日の場合は繰り下ぐ）（金 1,000 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所